

令和 年 月 日

保護者様

年 組・氏名 さん

名取市立相互台小学校  
校長 大沼 あゆみ

## 出席停止のお知らせ

お子さんはこの度、学校において予防すべき感染症、またはその疑いと診断されましたので、学校保健安全法に基づき、お子さんを出席停止とします。この措置は、お子さんに十分休養を与え早く病気を治すためと、他のお子さんへの感染を防ぐためのものです。なお、療養期間中は欠席扱いにはなりません。主治医から登校の許可がでるまで療養してください。

回復して登校する際に、下の治癒証明書を学級担任へ提出してください。

切り取らずに提出してください。

## 治 癒 証 明 書

学校長 様

下記の感染症またはその疑いと診断しましたが、治癒しましたので登校を許可します。

年 組 氏名 さん

診断名  (○で囲んでください。 その他には病名を記入し てください。)	① 麻疹	② 流行性耳下腺炎
	③ 風疹	④ 水痘
	⑤ 咽頭結膜熱	⑥ 百日咳
	⑦ その他 ( )	

病名診断月日 令和 年 月 日  
(疑いを含む)

上記の児童生徒、令和 年 月 日より通学を許可いたします。

医療機関名

学校保健安全法施行規則第 18 条による学校において予防すべき感染症

第 1 種

エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型 H 5 N - であるものに限る。次号及び第 19 条第 1 項第 2 号イにおいて「鳥インフルエンザ（H 5 N -）」という。）

第 2 種

疾患名	潜伏期間	感染経路	感染の期間	出席停止の基準
インフルエンザ （鳥インフルエンザを除く）	1～2 日	飛沫	発病直前～5 日	発症した後 5 日を経過し，かつ解熱した後 2 日を経過するまで
百日咳	7～16 日	飛沫	主としてカタル期 発病後 4 週間	特有の咳が消失するまで，又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	9～12 日	飛沫	発疹出現前 7 日～ 後 3 日	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	14～21 日	接触 飛沫	耳下腺腫脹前 7 日～ 腫脹消失まで	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し，かつ全身状態が良好になるまで
風疹	14～21 日	飛沫	発疹出現前 7 日～ 後 7 日	発疹が消失するまで
水痘 （水ぼうそう）	13～17 日	接触 飛沫	発疹出現前 1 日～ 後 7 日	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 （プール熱）	5～6 日	飛沫 接触	発症前数日～ 発症後 14 日	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核	7～42 日	飛沫 接触		医師により感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性 髄膜炎	2～5 日	飛沫		医師により感染のおそれがないと認めるまで

第 3 種

コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎その他の感染症